

# 山梨県公報

第七百七十四号

平成十九年

七月五日

木曜日

## 目次

生活保護法に基づく医療機関の指定	四九五
生活保護法に基づく施術機関の指定	四九七
生活保護法に基づく指定医療機関の変更	四九八
生活保護法に基づく指定施術機関の変更	四九九
生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	四九九
生活保護法に基づく指定施術機関の廃止	五〇〇
道路の区域変更	五〇〇
道路の供用開始	五〇〇
落札者の決定について	五〇一
農業振興地域の区域の変更	五〇一
<b>監査委員</b>	
包括外部監査人の監査の事務を補助させることができる旨の協議	五〇一
<b>公安委員会</b>	
平成十九年度交通誘導警備業務一級検定の実施について	五〇二

## 告示

**山梨県告示第二百五十七号**  
 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、次のとおり医療機関を指定した。  
 平成十九年七月五日

山梨県知事 横内正明

名称	所在地	指定年月日
----	-----	-------

M	中里内科クリニックD	の1	笛吹市一宮町本都塚百四十八番地	平成十八年十月二日
	山梨口腔保健センター		甲府市荒川一丁目三番二十七号	平成十八年六月一日
	アーク調剤薬局一宮店	の五	笛吹市一宮町本都塚百四十八番地	平成十八年十月二日
	医療法人南斗六星会加田クリニック	の二	甲州市塩山下於曾千百三十三番地	平成十八年十月十三日
	はなまがり歯科医院		南都留郡富士河口湖町小立二千七百七十一番地	平成十八年九月二十五日
	訪問看護ステーション西八代		西八代郡市川三郷町市川大門四百十六番地	平成十八年九月二十七日
	株式会社中沢薬局御坂店		笛吹市御坂町夏目原七百四十九番地	平成十八年九月一日
	たけい腎・泌尿器クリニック		笛吹市石和町四日市場千七百九十三番地	平成十八年九月一日
	斉藤眼科	の1	甲州市塩山上塩後二百八十五番地	平成十八年六月八日
	医療法人社団健輝会げんきキッズクリニック		中巨摩郡昭和町清水新居千四十八番地	平成十七年十月一日
	ウエルシア薬局ナカヤ石和店		笛吹市石和町井戸七十二番地	平成十八年六月一日
	おさだ内科クリニック		甲府市山宮町十八番地の1	平成十八年六月二十三日
	アーク調剤薬局山梨店		山梨市小原西百六十八番地	平成十八年七月六日

石和南整形外科クリニック	笛吹市石和町東油川三百十九番地の 一	平成十八年十月一日
ミルキッズ調剤薬局	甲府市宮原町字岡田二千一番地	平成十八年十月十六日
医療法人仁薫会松澤整形外科	甲府市富士見一丁目七番六号	平成十八年十月一日
望月内科クリニック	笛吹市御坂町井之上八百十九番地の 一	平成十八年十月十六日
サンクール石和クリニック	笛吹市石和町松本四百十六番地の 一	平成十八年十月二十三日
有限会社みやび 御坂薬局	笛吹市御坂町井之上八百十九番地の 六	平成十八年十月十六日
ファーマライズ薬局 富士吉田店	富士吉田市上吉田二丁目十番二号	平成十八年十一月十六日
ふえふきこどもクリニック	笛吹市石和町井戸百七十二番地の 一	平成十八年十一月二十四日
有限会社みやび 御坂薬局	山梨市上神内川千五百二十五番地	平成十八年十一月十六日
訪問看護ステーション にんじん上野原	上野原市上野原二千四百二十四番地の 一	平成十八年十二月六日
にらさき泉野内科小児科クリニック	韮崎市岩下千二百三十二番地	平成十八年十二月六日
齊藤歯科医院	笛吹市御坂町二之宮二千六百七十九番地の 一	平成十七年十月一日
ウエルシア薬局ナカヤ石和店	笛吹市石和町井戸七十二番地	平成十八年十二月一日

みさき薬局旭町	韮崎市旭町上條南割三千三百四十四番地の 三百十	平成十九年一月二十三日
すずき歯科クリニック	甲府市湯田一丁目十四番八号	平成十八年十二月一日
蓬沢眼科医院	甲府市蓬沢千四十七番地の二	平成十八年十二月一日
二宮眼科医院	甲府市緑ヶ丘一丁目五番十四号	平成十九年一月十五日
小林眼科医院	甲府市相生一丁目十三番十一号	平成十九年一月二十日
ウエルシア薬局ナカヤ大里店	甲府市大里町千八百三十四番地	平成十八年十二月一日
株式会社タカムラ薬局	南都留郡山中湖村山中五十番地の 乙	平成十九年一月一日
いしだ女性クリニック	富士吉田市上吉田二丁目五番一号	平成十九年二月九日
廣瀬醫院	山梨市三ヶ所千四百四十一番地	平成十八年十二月六日
岩瀬内科クリニック	甲州市塩山上於曾千九百九番地	平成十九年二月二十八日
財団法人身延山病院訪問看護ステーション ひまわり	南巨摩郡身延町梅平二千四百八十三番地の 百六十七	平成十九年二月一日
医療法人八香会湯村訪問看護ステーション	甲府市湯村三丁目二番三十二号	平成十九年三月十三日
すみれ薬局白州店	北杜市白州町白須千三百四十五番地	平成十九年四月四日
サンドラッグ甲府青沼薬局	甲府市青沼二丁目一番一号	平成十九年四月二日
吉田医院	北杜市白州町白須千八番地の 一	平成十九年四月十六日

ユウキ薬局	甲斐市篠原八百三十二番地	平成十九年四月十一日
中沢クリニック	甲斐市竜王三千九十一番地の二	平成十九年四月一日
いいのクリニック	葦崎市本町二丁目十四番十五号	平成十九年四月二十四日
ながせき頭痛クリニク	甲斐市中下条千八百四十四番地の三	平成十九年四月二十日
きつかわ整形外科クリニク	葦崎市若宮二丁目八番十八号	平成十九年四月二十六日
ホクト薬局葦崎	葦崎市本町三丁目九番四号	平成十九年四月二十五日
たちばな薬局	南アルプス市上今諏訪千七百四十九番地の二	平成十九年四月一日
小館クリニク	南都留郡富士河口湖町船津七千四百四十五番地の二	平成十九年四月十九日
おさだクリニク	甲府市下飯田二丁目四番六号	平成十九年四月五日
小瀬こどもクリニク	甲府市下河原町三十五番地の五日	平成十九年四月二十一日
清水医院	甲府市大里町二千九百四十番	平成十九年四月二十日
有限会社みやび甲府薬局	甲府市下飯田二丁目三番三十一号	平成十九年四月二十日
メロディー調剤薬局	甲州市塩山上井尻千四百十八番地	平成十九年四月十六日
有限会社赤岡綜合薬局 加納岩店	山梨市上神内川千二百九十五番地の四	平成十九年五月十五日

医療法人 輝 わ歯科医院	山梨市三ヶ所七百八十七番地の三	平成十九年三月三十日
斉藤医院	甲州市塩山上塩後二百七十一番地の二	平成十九年四月一日
斉藤眼科	甲州市塩山上塩後二百八十五番地の二	平成十九年四月一日

**山梨県告示第二百五十八号**

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条で準用する同法第四十九条の規定により、次のとおり施術機関を指定した。

平成十九年七月五日

山梨県知事 横内正明

名称	所在地	指定年月日
鍼灸あんまマッサージ指圧治療院すまいる	南巨摩郡身延町身延千四百八十四番地	平成十八年九月十九日
みので鍼灸治療院	南都留郡富士河口湖町船津三千七百十二番地	平成十八年十月一日
なるさわ接骨院	南都留郡鳴沢村千八百七十六番地	平成十八年十一月十三日
石和鍼灸院	笛吹市石和町市部七百十五番地の二	平成十八年十一月二十日
こばやし接骨院	山梨市下石森六百九十八番地の二	平成十八年十一月二十九日
春日居鍼灸整骨院	笛吹市春日居町桑戸六百六番地の七	平成十九年一月一日
いいだ整骨院	甲府市飯田二丁目十九番七号	平成十九年三月二十九日

いいしま整骨院	甲州市塩山上於曾千四百三十番地の九	平成十九年五月十五日	日
---------	-------------------	------------	---

山梨県告示第二百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により指定した医療機関に次のとおり変更があった。

平成十九年七月五日

山梨県知事 横内 正 明

名称	所在地	変更事項
変更前 有限会社中沢薬局玉穂店 変更後 株式会社中沢薬局玉穂店	中央市井之口九百八十番地の五	名称
変更前 有限会社中沢薬局 変更後 株式会社中沢薬局	北杜市高根町清里三千五百四十五番地の五千九百九十	名称
変更前 有限会社中沢薬局白州店 変更後 株式会社中沢薬局白州店	北杜市白州町白須千八番地の五	名称
変更前 有限会社中沢薬局敷島店 変更後 株式会社中沢薬局敷島店	甲斐市長塚十三番地の六	名称
変更前 有限会社中沢薬局甲西店 変更後	南アルプス市荊沢二百五十二番地の一	名称

株式会社中沢薬局甲西店	笛吹市石和町河内四十五番地の九	名称
変更前 有限会社中沢薬局河内店 変更後 株式会社中沢薬局河内店	笛吹市石和町八田三百三十番地の七十五	名称
変更前 有限会社中沢薬局八田店 変更後 株式会社中沢薬局八田店	笛吹市石和町東油川三百七番地の四	名称
変更前 有限会社中沢薬局東油川店 変更後 株式会社中沢薬局東油川店	甲府市和戸町三百八十二番地の一	名称
変更前 有限会社中沢薬局和戸店 変更後 株式会社中沢薬局和戸店	笛吹市春日居町小松八百五十五	名称
変更前 医療法人財団加納岩山梨温泉病院 変更後 医療法人財団加納岩山梨リハビリテーション病院	変更前 甲府市丸の内二丁目八番十一号丸ビル一階 変更後 甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医協駅前ビル四階	所在地
吉崎内科循環器科クリニック	変更前	所在地

ク	中央市東花輪千百十九番地の二十五 変更後 中央市東花輪六百六十九番地の二	山梨市上神内川千八百八十二番地	名称
変更前 古屋総合薬局 変更後 有限会社赤岡総合薬局加納 岩店			名称

医療法人財団加納岩東山梨 訪問看護ステーション	変更前 山梨市上神内川千二百九十四番地の一 変更後 山梨市上神内川千三百六十三番地		所在地
変更前 医療法人秋山皮膚泌尿器科 変更後 ふるはし皮膚科クリニック	甲府市朝日一丁目三番一号		名称

変更前 山梨県看護協会訪問看護ス テーション 変更後 山梨県看護協会真川訪問看 護ステーション	甲府市徳行三丁目十二番一号		名称
--	---------------	--	----

**山梨県告示第二百六十号**

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条で準用する同法第四十九条の規定により指定した施術機関に次のとおり変更があった。  
平成十九年七月五日

山梨県知事 横 内 正 明

名称	変更事項
甲府市大手二丁目四番二十号	

ふれあい在宅マッサージ 変更後 株式会社ふれあい在宅マッ サージ	変更前 北杜市大泉町谷戸二千五百七十二番地 変更後 北杜市大泉町谷戸三千五百八十八番地	所在地
谷戸接骨院		

**山梨県告示第二百六十一号**  
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により指定した次の  
医療機関は、廃止した。  
平成十九年七月五日

山梨県知事 横 内 正 明

名称	所在地
げんきキッズクリニック	中巨摩郡昭和町清水新居千四十八番地
たけい腎・泌尿器クリニック	山梨市上神内川百四十九番地の二
加田クリニック	甲州市塩山下於曾千百三十三番地の二
石和南整形外科クリニック	笛吹市石和町東油川三百十九番地の一
松澤整形外科	甲府市富士見一丁目七番六号
山梨口腔保健センター	甲府市大手一丁目四番一号
斉藤歯科医院	笛吹市御坂町夏目原千四百四十三番地
ウエルシア薬局ナカヤ石和店	笛吹市石和町井戸七十二番地
蓬沢眼科医院	甲府市蓬沢千四十七番地の二

二宮眼科医院	甲府市緑ヶ丘二丁目五番十四号
小林眼科医院	甲府市相生二丁目十三番十一号
ウエルシア薬局ナカヤ大里店	甲府市大里町千八百三十四番地
タカムラ薬局	南都留郡山中湖村山中五十番地の乙
中沢クリニク・内科小児科	甲斐市竜王三千九十一番地の一
ユウキ薬局	甲斐市篠原八百三十二番地
吉田医院	北杜市白州町白須中村千八番地の一
ながせき頭痛クリニック	甲斐市中下条千八百四十四番地の三
小瀬こどもクリニック	甲府市下小河原町三十五番地の五
清水医院	甲府市大里町二千九百四十番地
有限会社赤岡綜合合薬局加納岩店	山梨市上神内川千八百八十二番地
中村皮膚科医院	甲府市若松町六番地の四十五
斉藤医院	甲州市塩山上塩後二百七十一番地の一
斉藤眼科	甲州市塩山上塩後二百八十五番地の一

**山梨県告示第二百六十二号**

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条で準用する同法第四十九条の規定により指定した次の施術機関は、廃止した。

平成十九年七月五日

山梨県知事 横 内 正 明

名	称	所	在	地
---	---	---	---	---

ふれあい在宅マッサージ	甲府市中小河原町六十四番地の一 功乃ビル三階
池上接骨院	甲府市塩部四丁目五番二十号
仁掌堂接骨院	西八代郡市川三郷町岩間四千六百十六番地の一

**山梨県告示第二百六十三号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成十九年七月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年七月五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 市川三郷山梨自転車道線
- 三 道路の区域

区 間	旧 新		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
笛吹市大字石和町市部字鶴飼八四八番地先 から 笛吹市大字石和町市部字鶴飼一一七四番の 二地先まで	二・〇	二・〇	六・七	六六〇・九
	六・九	六・九		
	一・五	一・五	六・九	九六八・五
	六・九	六・九		
	二・〇	二・〇	六・九	九一九・〇
	六・九	六・九		
	二・〇	二・〇	六・九	九一八・八
	六・九	六・九		

**山梨県告示第二百六十四号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成十九年七月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年七月五日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	市川三郷山 梨自転車道 線	笛吹市大字石和町市部字鶴飼八 四八番地先から 笛吹市大字石和町市部字鶴飼七 四〇番地先まで	五六四・七	平成十九年 七月五日

# 公 告

## ● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十九年七月五日

山梨県知事 横内正明

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量  
インターネット関連機器 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
山梨県企画部情報政策課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日  
平成十九年五月八日

四 落札者の氏名及び住所  
NTTファイナンス株式会社横浜支店 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町二丁目二十  
三番地二号

五 落札金額  
三千六百四十六万八千八百八十円

六 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日  
平成十九年三月二十九日

## ● 農業振興地域の区域の変更

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、次のとおり農業振興地域の区域を変更する。

平成十九年七月五日

山梨県知事 横内正明

一 変更に係る農業振興地域名

中央農業振興地域、甲州農業振興地域、市川三郷農業振興地域及び北杜農業振興地

域

二 変更に係る区域

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を山梨県農政部農村振興課及び各農務事務所に備え置いて縦覧に供する。）

## 監 査 委 員

### 山梨県監査委員告示第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項の規定により、包括外部監査人古屋俊一郎の監査の事務を補助させることができる旨の協議が調ったので、次のとおり告示する。

平成十九年七月五日

山梨県監査委員

野田金男	同
早川正秋	同
清水武則	同
高野剛	同

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
----------	----------	---------

久保嶋 仁	山梨県甲府市屋形三 五 一三	平成十九年七月一日～ 平成二十年一月三十一日
-------	----------------	---------------------------

加藤 隆 博	山梨県南アルプス市飯野三四五六 四	平成十九年七月一日～ 平成二十年一月三十一日
--------	----------------------	---------------------------

矢野 邦 夫	山梨県甲府市中央四 七 一五	平成十九年七月一日～ 平成二十年一月三十一日
--------	----------------	---------------------------

小俣 光文	山梨県大月市初狩町下初狩一八五二	平成十九年七月一日
大久保 修一	山梨県甲府市丸の内一 一九一八	平成十九年七月一日
美谷島 豊	長野県長野市南石堂町二二四八	平成二十年一月三十一日
有賀 裕之	山梨県甲府市緑が丘二 一〇五	平成十九年七月一日
		平成二十年一月三十一日

## 公安委員会

● 平成十九年度交通誘導警備業務二級検定の実施について  
 警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項に規定する検定を次のとおり実施する。

平成十九年七月五日

山梨県公安委員会

委員長 鶴 田 美 枝

- 一 検定を実施する警備業務の種類及び級  
 交通誘導警備業務二級
- 二 実施日時  
 平成十九年十月五日（金）午前九時から午後五時まで
- 三 実施場所  
 甲府市小瀬町八四〇番地 小瀬スポーツ公園内武道館及び第三駐車場（〇五五二 四三 三一一一）
- 四 受検定員  
 三十人
- 五 受検資格  
 1 山梨県内に住所を有する者  
 2 山梨県外に住所を有する者で、山梨県内の営業所に属する警備員
- 六 検定の方法及び内容

- 1 検定の方法  
 学科試験及び実技試験により行う。  
 なお、学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対して、実技試験は行わない。
- 2 検定の内容  
 (一) 学科試験  
 (1) 警備業務に関する基本的な事項に関すること。  
 (2) 法令に関すること。  
 (3) 車両等の誘導に関すること。  
 (4) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。  
 (二) 実技試験  
 (1) 車両等の誘導に関すること。  
 (2) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 七 受検の手続  
 1 事前申込手続  
 (一) 事前申込みの方法  
 検定を受けようとする者は、山梨県警察本部生活安全部生活安全企画課（受付専用電話〇五五 二二七 七八三〇）あてに事前に申込みを行い、受理番号を取得すること（電話一本につき一人の受付とし、受付専用電話以外での受付は行わない。）  
 (二) 事前申込受付期間  
 平成十九年九月三日（月）及び同年九月四日（火）の午前九時から午後五時まで  
 なお、先着順に受け付け、事前申込受付期間内であっても、申請人員が定員に達した場合は、受付を締め切る。  
 2 受検申請手続  
 1 の事前申込手続を行い、受理番号を取得した者は、次により検定の申請を行うこと。  
 (一) 受検申請受付期間等  
 平成十九年九月五日（水）から同年九月七日（金）までの午前九時から午後五時まで。ただし、郵送による申請は、受け付けない。  
 (二) 提出書類



- (1) 検定申請書 一通
- (2) 写真 二枚（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
- (3) 次の書面のうち該当するもの 一通
  - ア 五の１に該当する者（山梨県内の営業所に属する警備員を除く。）にあつては、住所地を疎明する書面（住民票（外国人にあつては、外国人登録証明書）の写し、自動車運転免許証の写しなど）
  - イ 五の２に該当する者にあつては、山梨県内の営業所に属することを疎明する書面（営業所所属証明書）
- (4) 代理人が検定申請書を提出する場合にあつては、本人からの委任状  
検定手数料
- (三) 検定申請書の提出時に一万四千円の山梨県収入証紙により納付すること。  
なお、検定手数料は申込みを取り消し、又は受検しなかった場合でも還付しない。
- (四) 申請書類の提出先  
受理番号を取得した者は、(二)に掲げる書類を住所地（検定を受けようとする者が山梨県内の営業所に属する警備員である場合にあつては、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に提出し、受理番号を申告すること。
- 3 受検票の交付  
受検票は、検定前日までに検定申請書を提出した警察署を通じて交付する。
- 八 携行品  
受検票、筆記用具、ひも付き警笛及び室内用運動靴
- 九 その他
  - 1 検定の受付は、検定当日の午前八時三十分から午前八時五十分までの間に武道館正面玄関ロビーにおいて行う。
  - 2 検定合格者には、検定終了後に成績証明書を交付する。
  - 3 検定についての質疑は、山梨県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話〇五五二二五 二二二一内線三〇二二）に問い合わせること。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番